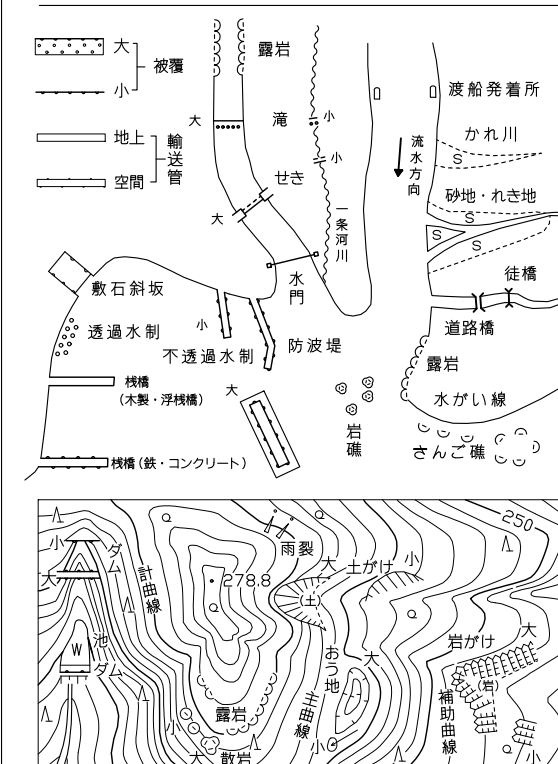


「この測量成果は、国土院院長の飭書を受けて得たものである。
（飭書番号）令2部公第100号」

3 1 3 林 添
VII-NE 5 1-2

記 考[illegible]

	道路線 (両之線)		普通道路線
	庭園路等		踏面道路線
	徒歩道		特殊道路線
	二車道		築
	建屋中の道路		フラットキー 及び平屋敷
	歩道分離等		鉄道(電氣)線 鉄道の敷設
	歩道歩道線 鉄道の敷設		浮留
	並木		迷電
	地下道・地下鉄 入口		区域界
	人工斜道		植生
	土堤		耕地
	庭月景景		町村・町定界
	原中・東原		2. 築、平

[illegible]

追加図

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅲ座標系（世界測地系に準拠）
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は〇.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

3 1 3 林 添
VII-NE 5 1-2